



医危第 1045 号
令和 3 年 4 月 14 日

各保健所設置市感染症主管課長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
感染症対策担当課長
(公印省略)

「令和 3 年度（令和 2 年度からの繰越分）インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」に関するお知らせ

日ごろから、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症対策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月 8 日付けで厚生労働省から、「令和 2 年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」の交付決定を受けた発熱診療等医療機関が対象となる補助金のお知らせがありました。

この補助金は、想定よりも患者数が下回る等の理由により、事業実績報告書による事業費が交付決定額よりも上回る発熱診療等医療機関が対象となります。詳細については、別添資料をご確認ください。

各医療機関への周知については、公益社団法人神奈川県医師会を通じて各郡市医師会員への周知を、公益社団法人神奈川県病院協会を通じて同協会会員への周知を依頼しているところですが、各団体非会員の方を含めた確実な周知を図るため、別添資料をご活用いただき、各管内の医療機関への電子メールの送付、郵送、ホームページへの掲載等により、周知していただきますようお願いいたします。

なお、本補助金に関する事項は、別添資料に記載の「厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター」に直接お問い合わせをお願いします。また、発熱診療等医療機関には県から直接ご案内しておりますことを申し添えます。

1 申請書提出期限

厚生労働省から送付される、発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の「確定通知書」※発出日から起算して 1 か月以内

※ 「確定通知書」とは、厚生労働省が実績報告書を確認し、補助金の額が確定したことを皆さまにお知らせする通知となります。

2 提出先・補助金に関する問合せ先

別添「医療機関あてのご案内」を参照ください。

【添付資料】

- 医療機関あてのご案内（発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）
- 令和3年度（令和2年度からの繰越分）発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業交付要綱
- 令和3年度（令和2年度からの繰越分）交付要綱様式

問合せ先

感染症対策グループ 新、武井

電話 (045)210-4615 (直通)

発熱患者の外来診療・検査体制確保事業
の補助金を受けた医療機関の皆さまへ

厚生労働省健康局
結核感染症課

「令和3年度（令和2年度からの繰越分）発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業」の申請書のご案内について

発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の補助金により交付決定を行いましたが、診療・検査医療機関の想定よりも患者数が下回る等の理由により、補助金の事業実績報告書による事業費が交付決定額よりも上回る場合に支援を行うこととしたところがあります。該当する医療機関におかれましては、以下により申請書を提出いただきますようお願いいたします。

1. 対象となる医療機関

令和2年度に発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の交付決定を受けた診療・検査医療機関で事業実績報告書による事業費が交付決定額よりも上回る場合の医療機関

2. 補助金の算定

令和2年度に発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の令和2年度実績報告書の事業費※から交付決定額を差し引いた額とします。（1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てます）

※ 発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の令和2年度実績報告書（第3号様式）「Ⅲ. 事業実績（明細書）の合計(a)、(a')」を記載してください。

3. 補助金の交付申請書

○ 申請書の配布

厚生労働省ホームページからダウンロードしてください（以下参照）

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ke

[kekaku-kansenshou18/index_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00012.html)

○ 提出期限については、発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の確定通知発
出後 1 か月以内に提出願います。

○ 提出方法については、以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397

宛先：厚生労働省令和 3 年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機
関支援事業担当 あて

○ 提出資料

- ・精算交付申請書（第 2 号様式）
- ・精算交付申請書の別紙（医療機関の基本情報や申請内容を記載）
- ・令和 2 年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の交付決定通知書の写し
（変更交付決定を受けている医療機関においては、変更交付決定通知書の写し）
- ・令和 2 年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の事業実績報告書の写し
及び確定通知書（※）の写し
- ・当該事業に係る収入支出決算書の抄本
- ・請求書

※「確定通知書」とは、実績報告書を確認し、補助金の額が確定したことをお
知らせする通知になります。

4. 今後の日程

令和 2 年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業終了後は、以下の予定で支援
事業を行う予定です。

令和 3 年 4 月 1 0 日以降

- ・令和 2 年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の実績報告書の確定手続
確定手続き終了後
- ・医療機関から支援事業の交付申請書の提出
- ・支援事業の交付申請書の審査、交付決定、確定

厚生労働省健康局結核感染症課 (問合せ先) 厚生労働省医療提供体制支援補助金 コールセンター 電話：0120-336-933
--

別 添

令和3年度（令和2年度からの繰越分）インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）交付要綱

（通則）

- 1 令和3年度（令和2年度からの繰越分）インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生省
厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省^{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 令和2年度にインフルエンザ流行期に備えて、発熱患者専用の診察室を設け、受け入れる体制を整備した診療・検査医療機関に対して、令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）（以下「外来診療・検査体制確保事業補助金」という。）の概算交付決定を行ったが、想定よりも患者数が下回る等により、交付決定額だけでは、発熱患者等を受け入れる体制整備に要する費用が不足した場合に限り、国が不足分を支援するための事業として、外来診療・検査体制確保事業補助金と一体化した支援事業を行い感染症対策の強化を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 外来診療・検査体制確保事業補助金において、既に交付決定を受けた診療・検査医療機関であり、事業実績報告書による事業費が令和2年度交付決定額よりも上回る場合の費用を補助する。

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 外来診療・検査体制確保事業補助金の令和2年度実績報告書の「Ⅲ. 事業実績(明細書)の合計(a)、(a')」から外来診療・検査体制確保事業補助金の令和2年度交付決定額を除いた額を算定する。
- (2) (1)により算定された額と欠損額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (5) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。
 - (6) 診療・検査医療機関(仮称)として都道府県に指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

(申請手続)

6 この補助金の申請は、第2号様式による精算交付申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣が別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

7 厚生労働大臣は、6に定める申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の返還)

8 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

9 特別の事情により4及び6に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。